

2019年10月26日

受益者のみなさま

三菱UFJ国際投信株式会社

「eMAXIS 先進国リートインデックス」、
「eMAXIS 国内リートインデックス」他ファンドの
約款変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社「eMAXIS 先進国リートインデックス、MUAM G-R E I Tマザーファンド、eMAXIS 国内リートインデックス、東証REIT指数マザーファンド、米国・リート・マザーファンド」につきまして、信託財産留保額を引き下げる約款変更を行いましたので、お知らせ申し上げます。

本件変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

本件変更に関しまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。

敬具

記

1. 対象ファンド

- ① eMAXIS 先進国リートインデックス
- ② MUAM G-R E I Tマザーファンド
- ③ eMAXIS 国内リートインデックス
- ④ 東証REIT指数マザーファンド
- ⑤ 米国・リート・マザーファンド

※各マザーファンドに投資をするベビーファンドについては別紙2をご参照ください。

2. 約款変更日

2019年10月26日

3. 変更内容（信託財産留保額の変更）

- ① eMAXIS 先進国リートインデックス
- ② MUAM G-REITマザーファンド

変更後	0.15%
変更前	0.3%

- ③ eMAXIS 国内リートインデックス
- ④ 東証REIT指数マザーファンド
- ⑤ 米国・リート・マザーファンド

変更後	0.1%
変更前	0.3%

※詳細については別紙1をご参照ください。

4. 変更理由

売買コストを勘案した上で、マザーファンドおよびマザーファンドを投資対象とするベビーファンドにおいて、より適正な水準となるように信託財産留保額の引下げを行うものです。

以上

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ <u>本お知らせに関するお問い合わせ</u>
<u>三菱UFJ国際投信 お客さま専用フリーダイヤル 0120-151034</u>
【受付時間／9：00～17：00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）】・ <u>受益者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ</u>
お取引のある販売会社の本支店へお問い合わせください。 |
|---|

約款変更（新旧対照表）

① eMAXIS 先進国リートインデックス

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（信託契約の一部解約）</p> <p>第39条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に<u>0.15%</u>の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。</p> <p>④～⑨（略）</p>	<p>（信託契約の一部解約）</p> <p>第39条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に<u>0.3%</u>の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。</p> <p>④～⑨（略）</p>

② MUAMGR-REITマザーファンド

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（信託契約の一部解約）</p> <p>第36条（略）</p> <p>② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額から当該基準価額に<u>0.15%</u>の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。</p>	<p>（信託契約の一部解約）</p> <p>第36条（略）</p> <p>② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額から当該基準価額に<u>0.3%</u>の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。</p>

③ eMAXIS 国内リートインデックス

変更後 (新)	変更前 (旧)
<p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の基準価額から当該基準価額に<u>0.1%</u>の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。</p> <p>④～⑧ (略)</p>	<p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の基準価額から当該基準価額に<u>0.3%</u>の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。</p> <p>④～⑧ (略)</p>

④ 東証REIT指数マザーファンド

変更後 (新)	変更前 (旧)
<p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額から当該金額に<u>0.1%</u>の率を乗じて得た信託財産留保額を控除して得た金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。</p>	<p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額から当該金額に<u>0.3%</u>の率を乗じて得た信託財産留保額を控除して得た金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。</p>

⑤ 米国・リート・マザーファンド

変更後 (新)	変更前 (旧)
<p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額から当該金額に<u>0.1%</u>の率を乗じて得た信託財産留保額を控除して得た金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。</p>	<p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の基準価額から当該金額に<u>0.3%</u>の率を乗じて得た信託財産留保額を控除して得た金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。</p>

以 上

対象マザーファンドを投資対象とするベビーファンド一覧

②MUAM G-R E I Tマザーファンド

1	三菱UFJ 6資産バランスファンド(2ヵ月分配型)
2	三菱UFJ 6資産バランスファンド(成長型)
3	三菱UFJ 資産設計ファンド(分配型)
4	三菱UFJ 資産設計ファンド(バランス型)
5	三菱UFJ 資産設計ファンド(株式重視型)
6	ファンド・マネジャー(海外リート)
7	eMAXIS 先進国リートインデックス
8	eMAXIS バランス(8資産均等型)
9	eMAXIS バランス(波乗り型)
10	三菱UFJ <DC>先進国REITインデックスファンド
11	三菱UFJ プライムバランス(8資産)(確定拠出年金)
12	オルタナティブ資産セレクション(ラップ向け)
13	eMAXIS Slim バランス(8資産均等型)
14	つみたて8資産均等バランス
15	eMAXIS マイマネージャー 1970s
16	eMAXIS マイマネージャー 1980s
17	eMAXIS マイマネージャー 1990s
18	三菱UFJ アドバンスト・バランス(安定型)
19	三菱UFJ アドバンスト・バランス(安定成長型)
20	eMAXIS 最適化バランス(マイゴールキーパー)
21	eMAXIS 最適化バランス(マイディフェンダー)
22	eMAXIS 最適化バランス(マイミッドフィルダー)
23	eMAXIS 最適化バランス(マイフォワード)
24	eMAXIS 最適化バランス(マイストライカー)

④東証REIT指数マザーファンド

1	eMAXIS 国内リートインデックス
2	eMAXIS バランス（8資産均等型）
3	eMAXIS バランス（波乗り型）
4	三菱UFJ <DC>J-REITインデックスファンド
5	三菱UFJ プライムバランス（8資産）（確定拠出年金）
6	J-REITインデックスファンド（ラップ向け）
7	オルタナティブ資産セレクション（ラップ向け）
8	eMAXIS Slim バランス（8資産均等型）
9	つみたて8資産均等バランス
10	eMAXIS マイマネージャー 1970s
11	eMAXIS マイマネージャー 1980s
12	eMAXIS マイマネージャー 1990s
13	三菱UFJ アドバンスト・バランス（安定型）
14	三菱UFJ アドバンスト・バランス（安定成長型）
15	eMAXIS 最適化バランス（マイゴールキーパー）
16	eMAXIS 最適化バランス（マイディフェンダー）
17	eMAXIS 最適化バランス（マイミッドフィルダー）
18	eMAXIS 最適化バランス（マイフォワード）
19	eMAXIS 最適化バランス（マイストライカー）

⑤米国・リート・マザーファンド

1	eMAXIS 米国リートインデックス
---	--------------------